

東京大学医科学研究所教職員給与規則等の特例を定める規則

平成30年2月22日制定

沿革

(目的)

第1条 この規則は、東京大学医科学研究所教職員給与規則（平成16年4月1日東大医科研規則第4号）、東京大学医科学研究所特定有期雇用教職員の就業に関する規程（平成16年4月1日東大医科研規則第5号）及び東京大学医科学研究所短時間勤務有期雇用教職員就業規則（平成16年4月1日東大医科研規則第24号）の特例を定めることを目的とする。

(特例一時金及び支給日)

第2条 令和2年2月1日に在職する別に定める教職員（（東京大学医科学研究所教職員出向規程（平成16年4月1日東大医科研規則第13号）第2条第2項に規定する転籍出向を命じられている場合を含む。）、特定有期雇用教職員及び短時間勤務有期雇用教職員には、別に定めるところにより特例一時金を支給する。

2 前項に規定する特例一時金の支給日は、令和2年3月17日とする。

附 則

この規則は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年2月1日から施行する。

沿革

東京大学医科学研究所教職員給与規則等の特例を定める規則

体系情報

- 第2編 総務及び人事
- 第3章 就業規則等

沿革情報

- ◆ 平成30年 2月22日 制定
- ◇ 平成30年12月20日
- ◇ 令和 2年 1月30日